関西防災・減災プラン (資料編)

平成 24 年 12 月

目 次

			ペー	- ジ
1	近畿圏直下型地震の各府県等の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		1
2	物資集積・配送拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		7
3	関西広域連合構成府県等の消防防災へリの保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		11
4	関西広域連合構成府県等における広域医療搬送拠点の指定状況・・・・・	•		12
5	関西広域連合構成府県等の災害拠点病院一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		13
6	関西広域連合のドクターヘリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		17
7	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定・・・	•		18
8	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		21
9	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		29
10	災害時における帰宅困難者支援に関する協定及び協定締結事業者一覧表・	•		33
11	阪神・淡路大震災での被災者の生活復興支援の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			36

1 近畿圏直下型地震の各府県等の被害想定

(1)琵琶湖西岸断層地震

各府県による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
滋賀県	1,274	45,994	82,889	
京都府	1,100	39,300		
京都市	800	28,700	140,700	1 0 時間後避難者

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

(2)花折断層帯地震

各府県による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
滋賀県	1 2 6	6,665	23,262	
京都府	6,900	148,400		
京都市	5,400	117,800	293,600	10時間後避難者
兵庫県	1 3	1,077	9,688	
神戸市	0	5 6	2	

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

【参考】中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

〔花折断層帯地震〕

団体名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	約1,200	約37,000
京都府	約9,400	約330,000
大阪府	約100	約9,300
兵庫県	約10	約100
三重県	•	約100
奈良県	-	約60
関西計	10,710	約376,560
全国計	10,710	約376,560

(3)奈良盆地東縁断層帯地震

各府県による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
京都府	1,900	46,000		
京都市				
兵庫県	1 5	1,227	12,467	
神戸市	0	3 9	4 8	
三重県				
奈良県	5,153	119,535	435,074	避難者数は、地震発生 1週間後の人数を記載

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

【参考】中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

〔奈良盆地東縁断層帯地震〕

団体名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	約30	約600
京都府	約1,800	約83,000
大阪府	約200	約12,000
兵庫県	約10	約200
和歌山県	-	約20
徳島県	-	-
鳥取県	-	-
福井県	-	-
三重県	約40	約600
奈良県	約1,700	約46,000
関西計	約3,780	約142,420
全国計	約3,780	約142,420

(4)京都西山断層帯地震

各府県による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
京都府	3,400	77,600		殿田 - 神吉 - 越畑断層
京都市	7 0 0	13,500	118,200	樫原~水尾断層
兵庫県	2,387	41,509	284,154	
神戸市	9	6 7 1	8,645	三峠 - 京都西山断層

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

【参考】中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

〔京都西山断層帯地震〕

団体名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	約70	約1,500
京都府	約9,000	約270,000
大阪府	約3,600	約120,000
兵庫県	約100	約2,200
和歌山県	-	-
徳島県	-	-
鳥取県	-	-
福井県	-	-
三重県	-	約50
奈良県	約30	約600
関西計	約12,800	約394,350
全国計	約12,800	約394,350

(5)上町断層帯地震

各府県市による被害想定

Ī	団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
方	京都府	9 0	5,000		
	京都市				
→	く しんしょく しゅくしょく しんしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	12,728	362,576	813,924	数値は上町断層帯地震
	大阪市	8,500	166,800	343,500	Aの想定を記載 避難者数は、避難所生
	堺市	4 6 8	30,531	71,739	活者数を記載
	堺市	3,017	71,237	138,643	堺市の被害が最大となる のケースを独自に算出
È	兵庫県	5,465	94,815	543,901	
	神戸市	1 2 7	2,990	44,006	

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

【参考】中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

〔上町断層帯地震〕

団体名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	•	約100
京都府	約200	約4,500
大阪府	約36,000	約670,000
兵庫県	約800	約13,000
和歌山県	約20	約400
徳島県		-
鳥取県	•	-
福井県		-
三重県	-	約10
奈良県	約100	約6,100
関西計	約37,100	約690,310
全国計	約37,100	約690,310

注1)冬5時 風速 15m/s の場合の揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生

注2) 冬12時 風速 15m/s の場合の揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

(6)大阪湾断層帯地震

各府県による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
兵庫県	4,526	79,316	529,103	
神戸市	3,220	53,963	367,208	

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

(7)中央構造線断層帯地震

各府県市による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
大阪府	3 3 8	28,142	66,968	\na +4 +\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
大阪市	0	700	3,000	避難者数は、避難所生活 者数を記載
堺市	1	7 9 3	2,976	
堺市	3 2	7,070	21,420	堺市の被害が最大となる ケースを独自に算出
兵庫県	2,302	40,790	83,758	 鳴門海峡~紀淡海峡
神戸市	3 8	1,231	19,909	福门/学员 流0/火/学员
和歌山県	4,556	137,241	322,652	
徳島県	2 6 1	6,224	56,266	避難者数は、避難所生活者数を記載 讃岐山脈南縁(県西部の一部のセグメントM 7 の地震)
奈良県	4,319	98,086	393,781	避難者数は、地震発生 1 週間後の人数を記載

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

【参考】中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

[中央構造線断層帯地震(金剛山地東縁-和泉山脈南縁)]

団体名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	•	•
京都府	•	約300
大阪府	約8,100	約210,000
兵庫県	約40	約900
和歌山県	約2,400	約63,000
徳島県	1	•
鳥取県	ı	•
福井県	ı	•
三重県	ı	約20
奈良県	約300	約9,500
関西計	約10,840	約283,720
全国計	約10,840	約283,720

(8)山崎断層帯地震

各府県による被害想定

団体名	死者数	全壊棟数	避難者数	備考
兵庫県	3,645	63,128	317,950	大原、土方、安富、主
神戸市	2 6 3	5,170	64,352	部南東部

注)上記以外の府県は当該地震に関する被害想定を実施していない。

【参考】中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成19年11月1日)

〔山崎断層帯地震〕

団体名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)
滋賀県	-	-
京都府	-	約20
大阪府	-	約2,600
兵庫県	約7,500	約180,000
和歌山県	-	約10
徳島県	-	-
鳥取県	-	-
福井県	-	-
三重県	-	-
奈良県	-	-
関西計	約7,500	約182,620
全国計	約7,500	約182,620

2 物資集積・配送拠点

府県	施設名	屋内外	面積	所在地	ヘリポート
	県立体育館	屋内屋外	9,966㎡ (屋内7,985㎡)	大津市におの浜四丁目2-12	
	琵琶湖競艇場無料駐車場	屋外	17,606㎡	大津市皇子が丘3丁目2	
	びわ湖文化公園	屋外	137,706㎡	大津市瀬田南大萱町石拾1740- 1	
	湖西浄化センター	屋外	111,000㎡	大津市苗鹿三丁目1-1	
	彦根総合運動場	屋外	140,074㎡	彦根市松原3028	有(敷地内に 臨時着陸場)
	長浜ドーム	屋内 屋外	73,000㎡ (屋内15,123㎡)	長浜市田村町1320	
	男女共同参画センター	屋外	17,602m²	近江八幡市鷹飼町80-4	
	しが県民芸術創造館	屋外	10,262㎡	草津市野路町1681	
	湖南中部浄化センター	屋外	630,000 m²	草津市矢橋町帰帆島2108	有(敷地内に 臨時着陸場)
	水口スポーツの森	屋内 屋外	207,081㎡ (屋内932㎡)	甲賀市水口町北内貴地先	有(敷地内に 臨時着陸場)
	陶芸の森	屋外	112,000㎡	甲賀市信楽町勅旨2188-7	有(敷地内に 臨時着陸場)
	希望が丘文化公園	屋外	183,940㎡ (緊援隊ヘリ拠点となる 駐車場等除く)	蒲生郡竜王町薬師1178	有(敷地内に 臨時着陸場)
	文化産業交流会館	屋内 屋外	21,741㎡ (屋内7,282㎡)	米原市下多良二丁目137	
	奥びわスポーツの森	屋外	213,000㎡	長浜市早崎町	
	びわ湖こどもの国	屋外	76,199m ^²	高島市安曇川町北舟木2981	有(敷地内に 臨時着陸場)
都	丹波自然運動公園	内 外		船井郡京丹波町字曽根小字崩 下代110-7	
府	山城総合運動公園	内 外	2,000㎡ 100,000㎡	宇治市広野町八軒屋谷 1	
	京都舞鶴港			舞鶴市字喜多1105番地1	
	京都市災害物資搬送センター	屋内		京都市伏見区横大路千両松町 148-1	
	京都市西京極総合運動公園	屋外・ 屋内		京都市右京区西京極新明町32	
	京都市勧業館「みやこめっせ」	屋内		京都市左京区岡崎成勝寺町9-1	
	京都市横大路運動公園	屋外・ 屋内		京都市伏見区横大路下ノ坪町1	
	京都府立体育館	屋内		京都市北区大将軍鷹司町6	
阪	万国博覧会記念公園	屋外	110,200㎡	吹田市千里万博公園1-1	有
府	北大阪トラックターミナル	屋内外	174,607㎡	茨木市宮島2	有
	大阪府立消防学校	屋内外	14,363.1 m²	大東市平野屋1-4-1	有
	東大阪トラックターミナル	屋内外	163,479㎡	東大阪市本庄中1-87	
	大阪城公園	屋外	105.6ha	大阪市中央区大阪城	有

府県	施設名	屋内外	面積	所在地	ヘリポート
711	大阪府北部広域防災拠点	屋内外	1,788.52m²	吹田市千里万博公園5-5	有
	大阪府中部広域防災拠点	屋内外	56,834.94m²	八尾市空港1-209-7	有
	大阪府南部広域防災拠点	屋内外	24,375.36m²	泉南市りんくう南浜2-14	有
	大阪国際空港	屋内外	311ha	豊中市蛍池西町3-555	有
	関西国際空港	屋内外	545ha	泉南郡田尻町泉州空港中1	有
	八尾空港	屋外	70ha	八尾市空港2-12	有
	大阪南港	屋内外		大阪市住之江区南港南3	
	堺泉北港(汐見第5号岸壁)	屋内外		泉大津市汐見町	有
	堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災 拠点	屋内外		堺市堺区匠町3番2	有
兵庫	三木総合防災公園	屋内外	33.5ha	三木市志染町御坂1-19	有(施設内に「三木防 災ヘリポート」)
県	西播磨広域防災拠点	屋内外	7.0ha	赤穂郡上郡町光都3-2-9	有 (近隣に「播磨へリポート」)
	但馬広域防災拠点	屋内外	5.2ha	豊岡市岩井字湯舟1492-3	有 (隣接地に「但馬空港」)
	淡路広域防災拠点	屋内外	2.9ha	南あわじ市広田広田1473-12	有(敷地内に 臨時着陸場)
	丹波広域防災拠点 (受入拠点は丹波の森公園)	屋内		丹波市柏原町柏原688	
	神戸都心	屋外		神戸市灘区摩耶海岸通1	
	しあわせの村	屋外	23ha	神戸市北区	
	阪神南広域防災拠点	屋内外	6.1ha	西宮市甲子園浜3	有(敷地内に 臨着着陸場)
	有馬富士公園	屋外		三田市福島1091-2	
	西猪名公園・東久代運動公園	屋外	11ha	川西市久代6-30-1、川西市東 久代1-14	有(臨着場(東久代 運動公園))
	明石海浜公園	屋外	7.3ha	明石市二見町南二見8	有(敷地内に 臨時着陸場)
	日岡山公園	屋外	4.5ha	加古川市神野町日岡苑25	
	播磨中央公園	屋外	9.6ha	加東市滝野町下ノ山1275 - 8	有(敷地内に 臨時着陸場)
	手柄山中央公園	屋外	8.3ha	姫路市西延末440	有(敷地内に 臨時着陸場)
	市川町スポーツセンター	屋外	1.9ha	神崎郡市川町北田中498	有(敷地内に 臨時着陸場)
	赤穂海浜公園	屋外	17ha	赤穂市御崎1857-5	有(敷地内に 臨時着陸場)
	但馬ドーム	屋外	3.5ha	日高町名色88-50	
	朝来市中央文化公園	屋外	1.2ha	朝来市	
	丹波の森公苑	屋外	6.6ha	丹波市柏原町柏原5600	有(敷地内に 臨時着陸場)
	淡路島国際公園都市	屋外		淡路市夢舞台1番地	
	神戸空港	屋外		神戸市中央区	

県	施設名	屋内外	面積	所在地	ヘリポート
	県立和歌山ビッグホエール	内・外	55,562m ²	和歌山市手平二丁目 1 番地の 1	
	上富田スポーツセンター	内・外	63,307m²	西牟婁郡上富田町朝来3871番 地	
	新宮市民運動競技場	内・外	51,000m²	新宮市佐野1501番地	
	橋本市運動公園	内・外	340,000m²	橋本市北馬場455番地	
徳島	蔵本公園	屋内外		徳島市庄町1-76-2	
	鳴門競艇場	屋内外	25,000m²	鳴門市撫養町大桑島	有(敷地内に 臨時着陸場)
	阿南中学校グランド	屋内外	20,000m²	阿南市長生町西方	有(敷地内に 臨時着陸場)
	鴨島運動場	屋外	35,200m²	吉野川市鴨島町知恵島	有(敷地内に 臨時着陸場)
	川上農村公園	屋外	7,000m ²	海部郡海陽町神野字柿谷	有(敷地内に 臨時着陸場)
	徳島県立防災センター	屋内	20,000m ^r	板野郡北島町鯛浜字大西165	有(敷地内に 臨時着陸場)
	徳島飛行場	屋外		板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	有
	四国三郎の郷	屋外	55,000m²	美馬市美馬町字境目	有(敷地内に 臨時着陸場)
	まぜのおか	屋外	34,000m²	海部郡海陽町浅川字ヒムロ谷 59	有(敷地内に 臨時着陸場)
福井	福井県消防学校	屋内	40,759m²	福井市大畑町97-21-3	有
県「	奥越地域防災基地	屋内	2,998m²	大野市横枕30-15	有
	丹南地域防災基地	屋内	1,148㎡	越前市宮谷町35-82-1	有
	敦賀原子力防災センター	屋内	4,500m²	敦賀市金山99-11-47	有
	高浜原子力防災センター	屋内	4,300m²	高浜町薗部35字一ツ橋14	有
三重	三重県四日市庁舎(合同庁舎)	屋外	13,961㎡	四日市市新正4丁目21-5	
県	三重県津庁舎(総合庁舎)	屋外	23,380m²	津市桜橋3丁目446-34	
-	三重県松阪庁舎	屋外	15,844m	松阪市高町138	
	三重県伊勢庁舎(総合庁舎)	屋外	13,609mੰ	伊勢市勢田町622	
	三重県上野庁舎	屋外	21,000m²	上野市四十九町2802	
	三重県尾鷲庁舎	屋外	9,078m²	尾鷲市中井浦字坂場1161	
	三重県熊野庁舎	屋外	8,418m²	熊野市井戸町371	
	広域防災拠点(中勢防災拠点)	屋外	7,200㎡	鈴鹿市石薬師町452(消防 学校西)	
	三重県営鈴鹿スポーツガーデン	屋外	10,400 10,200	鈴鹿市御園町1669	
	広域防災拠点(東紀州防災拠点 (紀南拠点))	屋外		熊野市久生屋町地内	
	広域防災拠点(東紀州防災拠点 (紀北拠点))	屋外	8,720㎡	尾鷲市光が丘29	
	広域防災拠点(伊勢志摩防災拠 点)	屋外	34,548m²	伊勢市朝熊町字東谷 3 4 7 7 番 1 5	

府県	施設名	屋内外	面積	所在地	ヘリポート
奈良	県営競輪場	屋内	6.7h a	奈良市秋篠町98	有(敷地内に 臨時着陸場)
県	第二浄化センター	屋内	38.8h a	北葛城郡広陵町萱野町533	有(敷地内に 臨時着陸場)
	消防学校	屋内	1.0h a	宇陀市榛原下井足17-2	有(敷地内に 臨時着陸場)
	吉野川浄化センター	屋内	12.7h a	五條市二見5-1314	有(敷地内に 臨時着陸場)
鳥取	コカ・コーラウエストスポーツ パーク	内・外	52.4ha	鳥取市布勢146-1	有(敷地内に 臨時着陸場)
県	東郷湖羽合臨海公園南谷広場	外	54.3ha	東伯郡湯梨浜町南谷	有(敷地内に 臨時着陸場)
	鳥取県消防学校	内・外	3.1ha	米子市流通町1350	有(敷地内に 臨時着陸場)

3 関西広域連合構成府県等の消防防災へリの保有状況

		機種		7000		<u> </u>	Jテレ ノステ	、伝			3	空中消火	資機材				
保有団体名	機体 数		登録 番号	機体名	定員	可視	赤外線	映像送信	タンク	個数	タンク 容量 (L)	バ ケッ ト	バケッ ト個数	バケット容 量	所在地	運航基地	
福井県	1	川崎BK117C-1	JA291F	Blue Arrow	11	×	×	×		1	600		2	600	福井県坂井市春江町江留中50-1-2 福井空港内	福井空港	
三重県	1	ベル412HP	JA6703	みえ	15	×	×	×		1	1300		2	1000	津市雲出綱管町2-2 津市伊勢湾HP 内	伊勢湾HP	
滋賀県	1	ユーロコプター AS365N3	JA25LB	琵琶 (び わ)	14					1	900		3	600 × 2 900 × 1	滋賀県蒲生郡日野町北脇214-71	大阪航空日野HP	
京都 末洮肚早		ユーロコプター AS365N3	JA911A	ひえい	13					4	900		2	F4F 2 /000	京都主从日区株上以工工 从Ⅲ	÷#浴(P) □	
京都市消防局	2	ユーロコプター AS365N3	JA02FD	あたご	14					1	900		3	545 × 2/909	京都市伏見区横大路千両松町	京都消防HP	
大阪市消防局	9	ユーロコプター AS365N3	JA050F	おおさか	13					1	900-		3 540	八尾市空港2-12 八尾空港内	八尾空港		
人拟巾府的向		ユーロコプター AS365N3	JA100F	なにわ	14					ı			3	340	八尾印至/62-12 八尾至/67	, 1616	
兵庫県	1	川崎BK117C-2	JA28HY	ひょうご	11					1	800				神戸市中央区港島中町8-1 神戸HP 内	神戸HP	
油豆主兴欣尼		川崎BK117C-2	JA02KB	KOBE-	11		×		×				3 600	3 600	3 600	神戸市中央区港島中町8-1 神戸HP	*#=\D
神戸市消防局	2	川崎BK117B-2	JA6739	KOBE-	10		×		×						内	押尸HP ┃ ┃	
奈良県	1	ベJレ412EP	JA20NA	やまと2000	15	×	×	×		1	1300		3		奈良県奈良市矢田原町2450番地 奈良県ヘリポート内	奈良県旧	
和歌山県	1	ベJレ412EP	JA6760	きしゅう	15					1	1300		2	1000	和歌山県西牟婁郡白浜町3031-56 南紀白浜空港内	南紀白浜空港	
鳥取県	1	ベJレ412EP	JA31TT	とっとり	15					1	1200		3	800 × 2/900	鳥取市湖山町北4丁目344-2 鳥取 空港内	鳥取空港	
徳島県	1	川崎BK117C-1	JA109R	うずしお	11		×			1	670		3	800 × 2/600	徳島県板野郡松茂町豊久宇朝日野 15-2 徳島飛行場内	徳島飛行場	

4 関西広域連合構成府県等における広域医療搬送拠点の指定状況

都道府県名	広域医療搬送拠点名
滋賀県	-
京都府	-
大阪府	八尾SCU
兵庫県	神戸空港
和歌山県	南紀白浜空港
徳島県	あすたむらんど徳島
福井県	-
三重県	三重大学 宮川ラブリバー公園
奈良県	-
鳥取県	-

- は未指定

5 関西広域連合構成府県等の災害拠点病院一覧

病院名		住所	2次医療圏等
公立甲賀病院	滋賀県	甲賀市水口町鹿深3-39	甲賀
彦根市立病院	滋賀県	彦根市八坂町1882	湖東
高島市民病院	滋賀県	高島市勝野1667	高島
済生会滋賀県病院	滋賀県	栗東市大橋2-4-1	湖南
草津総合病院	滋賀県	草津市矢橋町1660	湖南
長浜赤十字病院	滋賀県	長浜市宮前町14番7号	湖北
大津市民病院	滋賀県	大津市本宮2丁目9-9	大津
大津赤十字病院	滋賀県	大津市長等1丁目1-35	大津
滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県	大津市瀬田月輪町	大津
近江八幡市立総合医療センター	滋賀県	近江八幡市土田町1379	東近江
京都市立病院	京都府	京都市中京区壬生東高田町1の2	京都・乙訓
京都第一赤十字病院	京都府	京都市東山区本町15-749	京都・乙訓
済生会京都府病院	京都府	長岡京市今里南平尾8番地	京都・乙訓
公立山城病院	京都府	木津川市木津池田74-1	山城南
男山病院	京都府	八幡市男山泉19番地	山城北
京都府立与謝の海病院	京都府	与謝郡与謝野町字男山481	丹後
市立福知山市民病院	京都府	福知山市厚中町231番地	中丹
公立南丹病院	京都府	南丹市八木町八木上野 2 5	南丹
市立堺病院	大阪府	堺市堺区南安井町1丁1番1号	堺市
大阪医科大学附属病院	大阪府	高槻市大学町2番7号	三島
大阪府三島救命救急センター	大阪府	高槻市南芥川町11番1号	三島
りんくう総合医療センター	大阪府	泉佐野市りんくう往来北2-23	泉州
大阪府立泉州救命救急センター	大阪府	泉佐野市りんくう往来北2-24	泉州
国立病院機構 大阪医療センター	大阪府	大阪市中央区法円坂2-1-14	大阪市(大阪 東)
大阪赤十字病院	大阪府	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	大阪市(大阪 東)
大阪警察病院	大阪府	大阪市天王寺区北山町10-31	大阪市(大阪 東)
大阪市立大学医学部附属病院	大阪府	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	大阪市(大阪南)

病院名		住所	2次医療圏等
大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	大阪市(大阪 南)
大阪市立総合医療センター	大阪府	大阪市都島区都島本通2丁目13番22 号	大阪市(大阪 北)
多根総合病院	大阪府	大阪市西区九条南1丁目12番21号	大阪市 (大阪 西)
東大阪市立総合病院	大阪府	東大阪市西岩田3丁目4番5号	中河内
大阪府立中河内救命救急セン ター	大阪府	東大阪市西岩田3丁目4番13号	中河内
近畿大学医学部附属病院	大阪府	大阪狭山市大野東377-2	南河内
大阪大学医学部附属病院	大阪府	吹田市山田丘2番15号	豊能
大阪府済生会千里病院	大阪府	吹田市津雲台1丁目1番6号	豊能
関西医科大学附属滝井病院	大阪府	守口市文園町10番15号	北河内
関西医科大学附属枚方病院	大阪府	枚方市新町2丁目3番1号	北河内
兵庫医科大学病院	兵庫県	西宮市武庫川町1番1号	阪神南
宝塚市立病院	兵庫県	宝塚市小浜4丁目5-1	阪神北
兵庫県災害医療センター	兵庫県	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	神戸
神戸大学医学部附属病院	兵庫県	神戸市中央区楠町7丁目5-2	神戸
神戸市立医療センター中央市民 病院	兵庫県	神戸市中央区港島南町2丁目1-1	神戸
神戸赤十字病院	兵庫県	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	神戸
赤穂市民病院	兵庫県	赤穂市中広1090番地	西播磨
公立豊岡病院	兵庫県	豊岡市戸牧1094	但馬
公立八鹿病院	兵庫県	養父市八鹿町八鹿1878-1	但馬
兵庫県立柏原病院	兵庫県	丹波市柏原町柏原5208-1	丹波
兵庫県立淡路病院	兵庫県	洲本市下加茂1-6-6	淡路
兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県	姫路市西庄甲 5 2 0 番地	中播磨
姓路赤十字病院	兵庫県	姫路市下手野1-12-1	中播磨
兵庫県立加古川医療センター	兵庫県	兵庫県加古川市神野町神野203	東播磨
西脇市立西脇病院	兵庫県	西脇市下戸田652番地の1	北播磨
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県	和歌山市紀三井寺811番地1	和歌山
日本赤十字社和歌山医療セン ター	和歌山県	和歌山市小松原通四丁目 2 0 番地	和歌山
労働者健康福祉機構 和歌山労 災病院	和歌山県	和歌山市木ノ本 9 3 番 1	和歌山

病院名		住所	2次医療圏等
公立那賀病院	和歌山県	紀の川市打田 1 2 8 2	那賀
橋本市民病院	和歌山県	橋本市小峰台2丁目8番地の1	橋本
有田市立病院	和歌山県	有田市宮崎町 6 番地	有田
国保日高総合病院	和歌山県	御坊市薗116番地の2	御坊
社会保険紀南病院	和歌山県	田辺市新庄町46番地の70	田辺
国立病院機構 南和歌山医療センター	和歌山県	田辺市たきない町27-1	田辺
新宮市立医療センター	和歌山県	新宮市蜂伏18番7号	新宮
つるぎ町立半田病院	徳島県	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	西部
徳島県立三好病院	徳島県	三好市池田町シマ815 - 2	西部
健康保険鳴門病院	徳島県	徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	東部
徳島県立中央病院	徳島県	徳島市蔵本町1丁目10-3	東部
麻植協同病院	徳島県	吉野川市鴨島町鴨島252	東部
徳島大学病院	徳島県	徳島市蔵本町2丁目50-1	東部
徳島市民病院	徳島県	北常三島町2丁目34	東部
徳島赤十字病院	徳島県	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	南部
阿南医師会中央病院	徳島県	阿南市宝田町川原2番地	南部
海陽町立海南病院	徳島県	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	南部
徳島県立海部病院	徳島県	海部郡牟岐町大字中村字本村 7 5 - 1	南部
福井社会保険病院	福井県	勝山市長山町2丁目6番21号	奥越
公立丹南病院	福井県	鯖江市三六町1-2-31	丹南
福井県済生会病院	福井県	福井市和田中町舟橋7番地1	福井・坂井
福井県立病院	福井県	福井市四ツ井 2 - 8 - 1	福井・坂井
福井赤十字病院	福井県	福井市月見2丁目4番1号	福井・坂井
福井大学医学部附属病院	福井県	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	福井・坂井
市立敦賀病院	福井県	敦賀市三島町1丁目6番60号	嶺南
公立小浜病院	福井県	小浜市大手町2-2	嶺南
三重大学医学部附属病院	三重県	津市江戸橋2丁目174番地	中勢伊賀
尾鷲総合病院	三重県	尾鷲市上野町5番25号	東紀州

病院名		住所	2次医療圏等
三重県立志摩病院	三重県	志摩市阿児町鵜方1257番地	南勢志摩
山田赤十字病院	三重県	伊勢市御薗町高向810	南勢志摩
松阪市民病院	三重県	松阪市殿町1550番地	南勢志摩
いなべ総合病院	三重県	いなべ市北勢町阿下喜771	北勢
市立四日市病院	三重県	四日市市芝田2丁目2-37	北勢
三重県立総合医療センター	三重県	四日市市大字日永5450-132	北勢
鈴鹿中央総合病院	三重県	鈴鹿市安塚町字山之花1275番地の5 3	北勢
近畿大学医学部奈良病院	奈良県	生駒市乙田町1248-1	西和
奈良県立医科大学附属病院	奈良県	橿原市四条町840番地	中和
大和高田市立病院	奈良県	大和高田市礒野北町1番1号	中和
済生会中和病院	奈良県	桜井市大字阿部323	東和
奈良県立奈良病院	奈良県	奈良市平松1丁目30番1号	奈良
奈良県立五條病院	奈良県	五條市野原西 5 - 2 - 5 9	南和
鳥取大学医学部附属病院	鳥取県	米子市西町 3 6 - 1	西部
鳥取県立厚生病院	鳥取県	倉吉市東昭和町150	中部
鳥取県立中央病院	鳥取県	鳥取市江津730	東部
鳥取赤十字病院	鳥取県	鳥取市尚徳町117	東部

6 関西広域連合のドクターヘリ

	和歌山県ドクターヘリ	大阪府ドクターへリ	3 府県ドクターヘリ
	Doctor Harman		
事業主体	公立大学法人 和歌山県立医科大学	大阪府	公立豊岡病院組合
基地病院	和歌山県立医科大学 附属病院	大阪大学医学部附属病院	公立豊岡病院
待機場所	和歌山県立医科大学 附属病院 病院屋上HP	大阪大学医学部附属病院 病院屋上HP	公立豊岡病院 病院敷地内地上HP
運航会社	学校法人ヒラタ学園	学校法人ヒラタ学園	学校法人ヒラタ学園
使用機材	ユーロコプター式 EC135	ユーロコプター式 EC135	ユーロコプター式 EC135
運航時間	 5月~8月迄は、 8時~18時迄 その他は、 8時~17時迄 	原則8時30分~日没迄	原則8時30分~日没迄
運航範囲	・原則として、和歌山県全域及び基地病院から半径 100キロメートル圏内に 位置する大阪府、奈良県、 三重県並びに徳島県の一 部地域	 ・救急現場への出動は、原則として、大阪府内、奈良県内、和歌山県内 ・平成23年4月から滋賀県全域も運航範囲 ・施設間搬送のための施設への出動は、原則として、近畿2府4県 	
運航条件	有視界飛行方式	有視界飛行方式	有視界飛行方式
要請基準	日本航空医療学会の 標準基準	日本航空医療学会の 標準基準	Key-word 方式
運航開始	平成15年1月	平成20年1月	平成22年4月

[※] Key-word 方式・・・・・「倒れている」、「意識がない」などの119番の内容で、救急車出動 同時にドクターヘリを出動させる要請方式

7 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会(以下「両者」という。)を構成するいずれかの府県(以下「構成府県」という。)において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1)「災害等」 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
 - ハ イ及び口に掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は 生じるおそれがある緊急の事態
- (2)「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。
- (3)「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。
- (4)「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1)職員の派遣
- (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3)資機材の提供
- (4)避難者及び傷病者の受入れ
- (5)船舶等の輸送手段の確保
- (6)医療支援
- (7)その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

- 第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速 やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。
- 2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。
- 3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。
- (1)被害の状況
- (2)応援を要請する内容
- (3)応援を要請する地域及び当該地域までの経路

- (4)その他応援に当たって留意すべき事項
- 4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかに その旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

- 第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域(以下「応援対象地域」という。)を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県(以下「応援府県」という。)は、当該 地域を応援するものとする。
- 4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の 規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行った ものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が 困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した 連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定に よる応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集 を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の 負担とする。
- 2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。
- (1)防災組織体制等に関する情報交換
- (2)情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

- 第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。
- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調

整にあたる。

- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨 げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 23 年 10 月 31 日

関西広域連合 広域連合長 井 戸 敏 三

九州地方知事会 会長 広瀬 勝 貞

8 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会(以下「ブロック」という。)で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県(以下「被災県」という。)の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律 第 112 号)が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを 基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー(支援)県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県(以下「カバー(支援)県」という。)を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー(支援)県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー(支援)県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等(ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。)を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県を もって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府 県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、 大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国 知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県(以下「幹事代理県」という。)を決定し、 幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国 知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、 速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

- 第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する 程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速か つ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府 県連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー(支援)県並びに被災県の所属するブロックの幹事県 等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

- 第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国 知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。
- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・ 連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を 行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名						
北海道東北地方知事会	北海道 新潟県	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県
関東地方知事会	東京都 山梨県	群馬県 静岡県	栃木県 長野県	茨城県	埼玉県	千葉県	神奈川県
中部圏知事会	富山県福井県	石川県 滋賀県	岐阜県	愛知県	三重県	長野県	静岡県
近畿ブロック知事会	福井県 兵庫県	三重県 鳥取県	滋賀県 徳島県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県
中国地方知事会	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県		
四国知事会	徳島県	香川県	愛媛県	高知県			
九州地方知事会	福岡県 沖縄県	佐賀県 山口県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間(見込みを含む。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう 努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国 知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県か ら各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた 被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。) 支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府 県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

- 第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその 隣接ブロックは、応援を行う(以下「ブロック間応援」という。)。
- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やか に全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロッ

クに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げる ものではない。

(訓練の実施)

第 11 条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練 を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全国知事会会長 京都府知事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長 埼玉県知事

北海道東北地方知事会会長 北海道知事

関東地方知事会会長 静岡県知事

中部圏知事会会長 愛知県知事

近畿ブロック知事会会長 奈良県知事

中国地方知事会会長 岡山県知事

四国知事会常任世話人 徳島県知事

九州地方知事会会長 大分県知事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目(災害関係)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」 という。)のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを 定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事 会幹事県等(ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。)の間で協議のうえ、決定 する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	
長野県	中部圏知事会
三重県	
福井県	 近畿ブロック知事会
滋賀県	匹敵ノロック加 事 会
鳥取県	 中国地方知事会
山口県	中国地力和争去
徳島県	四国知事会

(情報収集要員の派遣)

- 第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。
- 2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

(都道府県東京事務所職員による応援)

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)に対する 各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。 (別表2)

被災ブロッ	ック	緊急広域災害対策 職員応援プロック	
北海道東北 (8) 関東 (8)		中国 四国 九州	(5) (4) (8)
中部圏近畿	(7) (7)	北海道東北 関東	(8) (8)
中国四国	(5) (4) (8)	中部圏 近畿	(7) (7)

()は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する 業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難な ときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要がある と認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
 - (1)人的支援及び斡旋
 - ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
 - イ 避難所の運営支援に必要な要員
 - ウ 支援物資の管理等に必要な要員
 - エ 行政機能の補完に必要な要員
 - オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
 - (2)物的支援及び斡旋
 - ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
 - (3)施設又は業務の提供及び斡旋
 - ア ヘリコプターによる情報収集等
 - イ 傷病者の受け入れのための医療機関
 - ウ 被災者を一時収容するための施設
 - エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - 才 仮設住宅用地
 - カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
 - (4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

- 第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。
 - (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の 旅費、諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、 応援県の負担とする。
 - (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じた ものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県 が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

- 第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、 次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。
 - (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県の知事に請求する。

(カバー(支援)ブロック)

第 11 条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー(支援)ブロックは、別表3を基本とする。

(別表3)

被災ブロック	カバー(支援)ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

9 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、 近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び 徳島県(以下「府県」という。)の区域において、次の事態(以下「危機」という。)が発生し、 当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県 が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。
- (1)災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
- (2)武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律(平成 15年法律第79号)に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3)前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、 又は生じるおそれがある緊急の事態

(調整)

- 第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が 速やかに行われるよう協議する。
- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整 を行う。

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1)職員の派遣
- (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3)資機材の提供
- (4)避難者及び傷病者の受入れ
- (5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
- 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

- 第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。
- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、 全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請等の手続)

- 第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを 定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。た

だし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を 応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。
- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した 経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律 第112号)第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じた ものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府 県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

- 第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の 緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相 互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。
- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められると きは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
- 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物 資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第 10 条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第 11 条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第 1 条に掲げる事態に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第 12 条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急 対策に関する訓練を実施するものとする。 (その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 10 月 25 日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成 18 年 4 月 26 日に締結した「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、各団体記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 25 日

福井県

福井県知事 西川 一誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

10 災害時における帰宅困難者支援に関する協定及び協定締結事業者一覧表

(目的)

第1条 関西広域連合(以下「甲」という。)とく災害時帰宅支援ステーション事業者>(以下「乙」という。)とは、地震発生等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者(以下「帰宅困難者」という。)を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション(以下「支援ステーション」という。)の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市(甲の構成府県である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をいう。以下同じ。)とその区域に店舗が所在する乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

- 第3条 参画する府県及び政令市は、乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーション の設置を依頼するものとする。
- 2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を 求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙のフランチャイズチェーン 契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、 これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

- 第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。
- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得 た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲 で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防 災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出す るものとする。 2 乙は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年 1 回 5 月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担 するものとする。
- 2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものと する。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、 平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

- 第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2 この協定締結後、参画する府県及び政令市の中から甲に新たな協定締結を希望し、又は、協定の除外を希望した場合、甲乙で協議の上、これを定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号 関西広域連合 連合長 井戸 敏三

(乙)住 所

<災害時帰宅支援ステーション事業者>

< 関西広域連合で締結する帰宅支援ステーション事業者一覧表 >

番号	事業者名
1	味の民芸フードサービス株式会社
2	株式会社壱番屋
3	株式会社イデアプラス
4	株式会社九九プラス
5	国分グローサーズチェーン株式会社
6	株式会社ココストア
7	株式会社サークルKサンクス
8	株式会社サガミチェーン
9	サトレストランシステムズ株式会社
10	株式会社ジャパン
11	株式会社スギ薬局
12	株式会社ストロベリーコーンズ
13	株式会社セブン - イレブン・ジャパン
14	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
15	株式会社第一興商
16	株式会社ダスキン(ミスタードーナツ事業)
17	チムニー株式会社
18	株式会社デイリーヤマザキ
19	株式会社ファミリーマート
20	株式会社ポプラ
21	ミニストップ株式会社
22	株式会社モスフードサービス
23	株式会社ユタカファーマシー
24	株式会社吉野家
25	ロイヤルホスト株式会社
26	株式会社ローソン
27	ワタミ株式会社

11 阪神・淡路大震災での被災者の生活復興支援の取り組み

(1)生活再建のための経済的支援

実	施時期	支援内容
1	H7	
週		
間		
以		
内		
1	1/25	・兵庫県南部地震災害義援金募集委員会を発足
か		・県税の期限延長告示
月	1/27	・生活福祉資金(小口貸付)の貸付開始
以	1/29	· 義援金第 1 次配分決定
内		・災害弔慰金の相談開始
	2/ 1	・義援金第1次配分支給開始
	_, .	・災害援護資金貸付金の受付開始(1次)
	2/ 6	・神戸市、り災証明書発行と義援金交付申請開始
	2/17	・被災市町で「災害弔慰金」の支給手続き開始
	_,	
3	3/25	・神戸市、固定資産税等の減免決定
か	0, 20	
月		
以		
内		
6	4/21	・義援金第 2 次配分決定
か	5/ 1	・生活福祉資金(災害援護資金)の貸付開始
月	5/15	・義援金第 2 次配分支給開始
以		
内		
1	10/ 2	・災害援護資金貸付金の受付開始(2次)
年		
以		
内		
1	Н8	
年	7/19	・義援金第3次配分決定
以	8月	・生活福祉資金(転宅費)の受付開始
降	9/ 2	・義援金第 3 次配分支給開始
	12月	・生活復興資金貸付の受付開始
	Н9	
	4月	・生活再建支援金の受付開始
	12月	・被災中高年恒久住宅自立支援金の受付開始
	H10	
	5月	・被災者生活再建支援法の制定
	7月	・被災者自立支援金の受付開始

(2)雇用の維持・確保

実	施時期	支援内容
1	H7	
週	1/23	・雇用調整助成金の特例適用
間		・失業給付の特例支給
以		
内		
1	1/27	・労働保険料の納付期限延長
か	2/15	・神戸市等に総合労働相談所を設置
月		
以		
内		
3		
か		
月		
以		
内		
6		
か		
月以		
内		
1	8/31	・産業復興3か年計画を策定
年		
以		
内		
1	H8	就啦老什沃宁宁次会就次去明拉
年以	4月	・離職者生活安定資金融資を開始
降	H9 ⊿ ⊟	 ・被災地しごと開発事業を開始
中年	4月	* 阪火地しこと 刑光争耒を 円灯
	H12 10 月	 ・生きがいしごとサポートセンターを開設
	H14	エピがいしことが、「「ピンノーを開放
	6月	・生きがいしごとサポートセンター神戸を開設

(3) 安全で快適な住まいの提供

` <u> </u>	施時期	支援内容
1	H7	
週	1/20	・応急仮設住宅の工事着工
間	.,_0	
以		
内		
1	1/27	・総合住宅相談所を開設
か	2/ 2	
月	2/14	・神戸市、応急仮設住宅の入居開始
以	Z/ 1 4	。他一时、心态IX政任七00人后用如
内	2/25	→₩共刑/C≐U/C ウの路注目が
3	2/25	・地域型仮設住宅の発注開始
か	3/17	・神戸市、災害救助法に基づく住宅の応急修理の受付開始
月	3/15	・震災復興総合相談センターを設置
以	3/31	・応急仮設住宅 30,000 戸完成
内	4/ 1	・シルバーハウジングへのLSAの派遣開始
	4月	・仮設住宅への保健婦の巡回健康相談開始
6	5月	・県、仮設住宅設置市町で応急仮設住宅対策会議を設置
か	6/16	・ふれあいセンターの第1号設置
月	6/24	・応急仮設住宅入居者調査(第1次)を実施
以	6月	・ひょうご県民住宅復興ローンの受付開始
内	6月	・こころのケアセンター開設
	6月	・応急仮設住宅入居者等サービス調整推進本部設置
	6月	・応急仮設住宅入居者に対し「くらしのかわらばん」発行
1	8/11	・応急仮設住宅 48,300 戸完成
年	8/17	・ひょうご住宅復興3か年計画を策定
以	8月	・ふれあい推進員の配置
内	9月	・仮設住宅建設に伴うバス路線の新設、変更、増便
	10/31	・災害復興公営住宅第1次1元募集開始
	11/ 1	・応急仮設住宅入居者調査(第2次)を実施
1	H81 月	・生活支援アドバイザーの設置
年	1月	・応急仮設住宅巡回相談の実施
以	2月	・応急仮設住宅入居者調査(第3次)を実施
降	4月	・ふれあい交番相談員の配置
	7月	・災害復興公営住宅第2次1元募集開始
	H9	
	2月	・災害復興公営住宅第3次1元募集開始
	9月	・災害復興公営住宅第3次1元募集開始
	10 月	・生活復興相談員の配置
		・健康アドバイザー巡回訪問開始
	H10	
	3月	・災害復興公営住宅等全戸(38,600 戸)着工済み
	H12	
		· 仮設住宅 λ 民老ゼロ
	1/14	・仮設住宅入居者ゼロ

(4)保健・医療・福祉サービスの提供

実施時期		支援内容
1 H7		AM131
週間以内	1/24	・被災者福祉なんでも相談を実施・こころの相談を実施
1か月以内	4/ 1	・シルバーハウジングへのLSA(生活援助員)の派遣開始
3か月以内	6/ 1	・地域こころのケアセンターを設置
6か月以内		
1 年 以 内	月	・被災地コミュニティプラザの設置、運営支援を開始
1年以降	H8 3月 4月 8月	・災害時地域医療マニュアルを作成 ・ふれあい交番相談員を配置 ・生活支援アドバイザー制度を開始
	H9 4月 4月 5月 7月	・福祉のまちづくり条例の改正、施行 ・健康アドバイザー事業を開始 ・生活復興相談員を配置 ・県・市町生活支援委員会を設置
	H11 1月 H12	・復興住宅交番相談員の設置
	4月 H13	・復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業を開始
	4月 10月 H14	・まちの保健室を開設 ・SCS(高齢世帯生活援助員)を配置
	9月 H15 4月	・災害復興公営住宅団地コミュニティ調査を実施 ・ガスメーター等を活用した高齢者見守りサービス普及促進事業の開始
	H16 4月 4月	・兵庫県こころのケアセンターを開設 ・コミュニティサポート支援事業を開始
	H18 4月	・高齢者自立支援ひろば設置事業を創設

(5)被災児童・生徒への対策

実施時期		支援内容
1	H7	
週		
間		
以		
内		
1	2/10	・すべての県立学校で授業再開
か		
月		
以		
内		
3	2/24	・神戸市立小・中学校全校再開
か	4/ 1	・教育復興担当教員、スクールカウンセラーの配置
月		
以		
内		
6		
か		
月以		
以中		
<u>内</u> 1		
年		
以		
内		
1	H11	
年	1月	・あしなが育英会「レインボーハウス」が竣工
以	H12	高巛 光技士揺す ノノロADTIDナッドロ
降	1月	・震災・学校支援チーム(EARTH)を創設
	H14	。周立無乙克笙党於理接除《私友記罢
	4月 H17	・県立舞子高等学校環境防災科を設置
	4月	・心のケア担当教員を配置
	4 万	「いいノブルコ狄只で印且」

(6)地域づくり活動支援

実施時期		支援内容
1	H7	
週	1/19	・外国人相談コーナーを開設
間		・阪神・淡路大震災地元NGO救援連絡会議が発足
以	1/20	・県内社協がボランティアセンターネットワークづくりを開始
内	1/23	・県社協ボランティアセンターでの個別コーディネートを開始
	1/24	・被災者福祉なんでも相談を実施
		・こころの相談を実施
		・緊急外国人県民特別相談窓口を開設
1	1/25	・消費生活相談を実施
か	1/27	・総合住宅相談所を開設
月		・阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワークが発足
以	2/11	・児童相談を実施
内	2/15	・臨時災害FM局「FMフェニックス」開局
3	3/15	・震災復興総合相談センターを設置
か		
月		
以		
内		
6	6/16	
か	7/17	・被災者復興支援会議が発足
月	7,17	成火日及六文成乙酰77万亿
以		
内		
1		
年		
以		
内		
1	H8	
	10月	・生活復興県民ネットが発足
以	H10	エルス光示いてフェル・元化
降	3月	・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定
14	12月	・県民ボランタリー活動の促進に関する条例を施行
	H11	
	4月	│ │・被災者復興支援会議 が発足
	7月	・NPOと行政の生活復興会議が発足
	H13	
	4月	│ │・被災者復興支援会議 が発足
	H14	以八日区/人以公城 N // A
	6月	 ・ひょうごボランタリープラザの開設
	H15	0 %) = 3, // / / / / / / / / / / / / / / / / /
	4月	 ・県民の参画と協働の推進に関する条例を施行
	٠/٦	2000~2日(1880年~14月1日)、02011(1891)